

中小建設業者を対象としたリスクマネジメント 推進アクションプログラムの策定

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 高木元也*¹独立行政法人労働安全衛生総合研究所 中村隆宏*²

By Motoya TAKAGI, Takahiro NAKAMURA

労働安全衛生政策において、「中小建設業者」のリスク低減対策の推進は喫緊の課題に位置づけられているものの、単品受注生産で日々作業内容が変わり、多種多様な専門工事業業者が混在する建設現場において、中小建設業者自らが事業場の危険性・有害性を特定することは困難が予想され、中小建設業者のリスクマネジメント推進方策を検討する必要がある。本稿は、中小建設業者の労働災害の更なる減少を目指し、中小建設業者が主会員で、会員数 2.4 万業者を有する(社)全国建設業協会と連携を図り、(社)全国建設業協会を実施主体とした、第 11 次労働災害防止計画の目標達成への貢献等を目的に策定したリスクマネジメント推進アクションプログラムの概要を紹介する。

【キーワード】安全管理、労働災害、リスクマネジメント、アクションプログラム

1. はじめに

GDPの約1割を占めわが国の基幹産業である建設業は労働災害が多く、特に中小建設業者の労働災害発生率が高い状況にある。また、近年の重大災害の原因の一つに危険性・有害性の調査とそれに基づく対策の不十分さが指摘され、今後の対策の方向には事業者の自主的なリスクマネジメントの推進が求められている。

平成20年度からスタートした厚生労働省第11次労働災害防止計画においても、基本方針の一つに「労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策の推進」が掲げられ、建設業は重点対策業種に指定されており、「中小建設業者」のリスク低減対策の推進は喫緊の課題に位置づけられている。

しかしながら、単品受注生産で日々作業内容が変わり、多種多様な専門工事業業者が混在する建設現場において、中小建設業者自らが事業場の危険性・有害性を特定することは困難が予想され、中小建設業者のリスクマネジメント推進方策を検討する必要がある。

ある。

そこで、中小建設業者の労働災害の更なる減少を目指し、中小建設業者が主会員で、会員数 2.4 万業者を有する(社)全国建設業協会と連携を図り、(社)全国建設業協会を実施主体とした、第 11 次労働災害防止計画の目標達成への貢献等を目的にリスクマネジメント推進アクションプログラムを策定した。その概要を以下に紹介する。

2. アクションプログラムの概要

アクションプログラムの目次を表-1に示す。

アクションプログラムは4章構成である。各章の概要を以下に示す。

(1) 建設業における労働災害の発生状況

第1章では、建設業における労働災害の発生状況について、長期的な労働災害発生件数の推移を概観するとともに、死亡災害データ¹⁾に基づく統計分析により、これまで公表されていない各種作業別頻発災害²⁾を提示し、各種作業別危険性・有害性の抽出を行った。さらに、ヒューマンエラー対策の現場ニーズが高いこと、中小規模事業場での労働災害発生割合が高いことなどを示した。

* 1 人間工学・リスク管理研究グループ
042-491-4512、takagi@s.jniosh.go.jp

* 2 人間工学・リスク管理研究グループ
042-491-4512、nakamura@s.jniosh.go.jp

表－1 中小建設業者のリスクマネジメント推進アクションプログラム（目次）

第1章 建設業における労働災害の発生状況
1.建設労働災害発生件数の推移
2.建設業における労働災害発生状況
3.土木工事における作業別労働災害発生状況
4.ドラグショベル作業による労働災害発生状況
5.建築工事における作業別労働災害発生状況
6.電気・通信工事における作業別労働災害発生状況
7.リフォーム特有災害の発生状況
8.ヒューマンエラー対策の重要性
9.中小建設業の労働災害発生状況
第2章 労働安全衛生政策
1.厚生労働省「第11次労働災害防止計画」
2.厚生労働省「建設業における総合的労働災害防止対策」
3.リスクアセスメントに関する法律、指針
4.建設業労働災害防止協会「建設業労働災害防止規程」
5.国土交通省「建設工事事故防止のための重点対策」
6.労働安全衛生総合研究所の建設安全に関する取組み
第3章 中小建設業者の安全活動の実態
1.中小建設業者対象のアンケート調査結果
2.リスクアセスメント先進事例
第4章 アクションプログラム
1.基本的な考え方
2.目標
3.実施期間
4.推進体制
5.具体的方策

(2) 労働安全衛生政策

第2章は建設業関連の労働安全衛生政策を整理した。メインは厚生労働省が発表した第11次労働災害防止計画である。この計画は平成20年度から平成24年度までの5カ年計画で、平成24年の死亡者数を平成19年比で20%以上減少させるなどの目標を定め、基本方針の一つに「リスク低減対策の推進」を掲げ、建設業を労働災害多発業種に指定し、リスクアセスメントの普及促進の他、足場組立・解体作業時の墜落・転落、建築物の梁やスレート屋根からの墜落・転落等の防止等を重点対策に謳っている。

その他、平成19年3月、厚生労働省が発表した「建設業における総合的労働災害防止対策」、国土交通省が毎年度公表している建設工事事故の重点対策、建設業労働災害防止協会が会員の遵守事項を定めた「建設業労働災害防止規程」、労働安全衛生総合研究所における建設安全に関する取組み等を紹介した。

(3) 中小建設業者の安全活動の実態

a) アンケート調査

第3章では、(社)全国建設業協会会員企業を対象とした安全活動の実態と課題に関するアンケート調査結果を示した。

本アンケート調査の回答数は283社。その8割近

くが従業員99人以下の中小事業者である。主たるアンケート結果は次のとおりである。

安全対策上の最重要課題は「安全意識の高揚」が際だって多い結果となった。特に小規模業者が多かった。誰の安全意識を高揚させるかについては、企業経営者が最も多かった。

中小建設業者のリスクアセスメント実施率は約30%であった。厚生労働省「平成17年労働安全衛生基本調査」における製造業、建設業、第3次産業（事業場規模10人以上）を対象としたリスクアセスメント実施率は約20%であり、今回の結果はこれと比べ高いものとなった。それに加え、現在、実施を検討している業者も約40%を占め、今後の実施率の向上が期待される。ただ一方で、小規模事業者は4割近くが実施も検討もしていないと回答した。その理由には「人的余裕がない」が半数近くを占め、次いで「実施方法が分からない」が多く、この点が今後の大きな課題である。

中小建設業者の自主的な安全活動の促進方策として、回答上位には①KY活動の活性化、②作業員教育の改善、③若手～中堅まで継続的・段階的安全教育、④ヒューマンエラー対策の検討があげられた。

(社)全国建設業協会が会員企業の自主的な安全活動促進方策を検討する場合、先に示したリスクアセスメントの実施率が低いなど自主的な安全活動の促進が遅れている小規模事業者に重点を置く必要があり、具体策はニーズの高い作業員教育の改善、KY活動の活性化等が有効であることが明らかとなった。

b) 先進事例調査

既にリスクアセスメントを導入している先進的な中小建設業者の事例を3つ紹介した。A業者は①施工計画段階のリスクアセスメント、②協力会社作成の作業手順書に基づくリスクアセスメント、③安全パトロールでのリスクアセスメントの3段階のリスクアセスメントを導入していた。B業者はリスク適正評価のため、自社の過去の労働災害に基づき危険性・有害性のウェイト付けとなる現場特性計数を示した「危険・有害要因特定シート」を作成していた。C業者はリスク評価にばらつきがでにくく短時間で効果的なリスクアセスメントを実施することを目的に、「足場組立・解体工事」等、作業別リスクアセスメント標準モデルを作成していた。

(4) リスクマネジメント推進アクションプログラム

第 4 章では、(社)全国建設業協会を実施主体に、第 11 次労働災害防止計画の目標達成への貢献等を目的とした、中小建設業者のリスクマネジメント推進アクションプログラムを提示した。

a) 基本的な考え方

(社)全国建設業協会の会員企業に対する安全支援活動の基本は、厚生労働省「建設業における総合的労働災害防止対策」に謳われているように、建設業労働災害防止協会との連携の下での各種安全活動の企画・実施である。建設業労働災害防止協会が実施している各種安全研修事業の有効かつ積極的な活用を会員企業に対し促していくことである。

それに加え、(社)全国建設業協会においても、これまで協会内に安全問題検討委員会を設置し、建設現場の安全問題を把握するとともに、その解決策を検討するなど、独自に会員企業に対する安全支援活動を展開してきた。今後も引き続き、会員企業のニーズを把握し、真のニーズに基づくきめ細やかな会員企業の安全活動を支援し続けることが必要である。

このような状況を踏まえ、(社)全国建設業協会が会員企業の自主的な安全活動を促進させるため、アクションプログラムを策定することとした。

本アクションプログラムは、厚生労働省等の労働安全衛生政策を踏まえ、特に、第 11 次労働災害防止計画を踏まえたアクションプログラムとした。同計画の目標達成に貢献することを目的とし、同計画の 2 大基本方針である 1) リスク低減対策の推進、2) 重篤な労働災害の防止を柱とした。また、同計画に示されている建設業労働災害防止対策はもとより、上記(2)で示したその他労働安全衛生政策の促進に努めることを基本方針とした。

b) 目標

第 11 次労働災害防止計画の目標である死亡者数 20%以上減、死傷者数 15%以上減（平成 24 年の数値の対平成 19 年比）等の達成に貢献するため、以下のとおり目標を設定した（表-2）。

表-2 アクションプログラムの目標設定

- | |
|--|
| ①リスクアセスメントの普及・定着活動の推進
②重篤な労働災害を防止するための対策の推進
③中小・中堅建設業者のニーズを踏まえた安全活動の推進 |
|--|

①リスクアセスメントの普及・定着活動の推進

第 11 次労働災害防止計画の基本方針にリスク低減対策の推進が掲げられているように、事業場におけるリスクアセスメントの導入推進は喫緊の課題である。この点を踏まえ、本アクションプログラムにおいても、リスクアセスメントの普及・定着活動の推進を第一の目標に据えた。

②重篤な労働災害を防止するための対策の推進

第 11 次労働災害防止計画に示されている建設業の労働災害防止対策等の普及推進に努める。

③中小建設業者のニーズを踏まえた安全活動の推進

労働災害の防止には、建設現場の実態や建設現場に携わっている関係者のニーズを的確に把握し、課題を抽出し、解決策を立案することが重要である。建設現場の実態やニーズを踏まえ安全活動の優先順位付けを行い、効果的な安全活動を推進する。

c) 実施期間の設定

第 11 次労働災害防止計画の計画期間と同様、平成 20 年度～平成 24 年度の 5 カ年とした。

d) 推進体制

①検討ワーキンググループの設置

(社)全国建設業協会内に検討ワーキンググループを設置し、次の e)で示す具体的方策の実施計画の作成、実施、効果の検証等を行う。

②(独)労働安全衛生総合研究所との連携による推進

(社)全国建設業協会は中小建設業者の安全活動を効果的に支援するため、(独)労働安全衛生総合研究所と連携を図る。(社)全国建設業協会が会員企業の安全活動の実態と課題、真のニーズ等を吸い上げるとともに、会員企業の建設現場を研究フィールドとして提供する。一方、(独)労働安全衛生総合研究所は、これまで研究成果の普及が不十分と指摘されている中小企業に対し、研究成果の普及はもとより、研究成果の実証や実用性の向上等を図ることができ。それに加え、安全活動上の真のニーズに基づく新たな研究テーマの発掘等が可能になる。

e) 具体的方策

上記 b)に提示した目標を達成するための具体的な方策を以下に提示した。

①リスクアセスメント等の普及促進のための教育ツールの作成・普及（安衛研との共同開発）

(社)全国建設業協会の会員に対しリスクアセスメント等の普及促進を図る。先に示した会員企業を対

象としたアンケート調査では、小規模事業者のリスクアセスメント実施率が20%と低かった。実施していない理由には「実施方法がわからない」、「実施する人的余裕がない」の回答が多く見受けられた。これらの問題点を解消すれば実施率の向上につながる。

一方、アンケート調査において、(社)全国建設業協会の会員企業に対する支援活動への期待として、「安全に関する冊子提供」、「ビデオ、DVD等安全関係の教育資料の提供」の回答が多かったことから、(独)労働安全衛生総合研究所との共同開発により、リスクアセスメント普及促進等のため冊子、ビデオ等、教育ツールの作成・普及を行う。

②ヒューマンエラー防止対策実践教育プログラムの構築・普及（安衛研の研究成果活用1）

アンケート調査において安全対策上の最重要課題は「安全意識の高揚」に次ぎ「ヒューマンエラー対策」が多かった。別の調査では9割以上の建設業者がヒューマンエラー対策の重要性を認識している。

(独)労働安全衛生総合研究所では、これまでに、建設機械等の操作における空間的注意配分に関する諸問題、コミュニケーション・エラーと災害の関係、加齢及び経験年数が不安全行動に及ぼす影響など、認知心理学的な観点から労働災害防止のための研究等を行ってきた。また、疑似的なエラー体験を通じたリスクマネジメント教育システムの構築、体験型・体感型教育の開発等、労働安全教育に関わる活動に積極的に参画してきた。これらの研究成果をベースに、(社)全国建設業協会会員企業を対象にヒューマンエラー防止対策実践教育を実践し、効果を検

証しつつ、その結果を基に、ヒューマンエラー防止対策実践教育プログラムの構築を行う。

③企業経営者の安全意識向上に資する労働災害損失額計測手法の普及（安衛研の研究成果活用2）

アンケート調査では、安全対策上の最重要課題として「安全意識の高揚」が最も高く、特に、中小企業経営者の安全意識向上が重要である。

(独)労働安全衛生総合研究所では、中小企業経営者の安全意識を向上させるには、労働災害損失が企業経営に及ぼす影響の大きさを示すことが有効であると考え、建設現場における労働災害損失額計測ソフトウェアを開発した。この普及促進を図る。

④各種労働災害防止対策の普及

建設業労働災害防止協会との連携の下、建設業労働災害防止協会が推進している「手すり先行工法」、「土止め先行工法」等の安全工法、石綿障害予防対策等の普及に努める。

3. おわりに

本アクションプログラムに基づき、中小建設業者の自主的な安全活動の促進を継続的に支援することにより、建設現場の労働災害防止に努め、建設業の健全なる発展に貢献していきたい。

【参考文献】

- 1)建設業労働災害防止協会：建設業安全衛生年鑑
- 2)高木元也：中小建設業者における労働災害リスクの適正評価に関する研究、土木学会安全問題研究論文集、Vol.2、pp155-160、2007

Development of Action-Program to Promote Risk Management at Small and Medium Enterprise's Construction Site

By Motoya TAKAGI and Takahiro NAKAMURA

Construction industry is one of major industries in Japan and its product maintains approximately 10 percent of Gross Domestic Product. However, statistic shows comparatively larger number of labor accidents happened in construction industry and therefore the Ministry of Health, Labor and Welfare compiled Tenth Industrial Injury Prevention Program for the fiscal year 2003 to 2007 and requests that construction industry has to decrease labor accidents. The program emphasizes importance of improvement of occupational safety and health management in small and medium enterprises. Because majority of companies in construction industry is small and medium size, preventive actions to labor accidents in those construction companies are urgently required. Key measures in the program include to encourage own safety actions on site to small and medium construction companies. In this research we make out Action-Program for the small and medium enterprise in order to reduce labor accident further more.